

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

2021年12月号

令和3年銀行法等改正

—社会経済情勢の変化を踏まえた銀行の業務範囲規制等の改正—

- I. はじめに
- II. 銀行本体・銀行持分会社の業務範囲の拡充
- III. 子会社・兄弟会社の業務範囲の緩和
- IV. 出資規制の緩和
- V. 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲の緩和

森・濱田松本法律事務所

弁護士 小田 大輔

TEL. 03 6266 8725

daisuke.oda@mhm-global.com

弁護士 石川 貴教

TEL. 03 5220 1855

takanori.ishikawa@mhm-global.com

弁護士 寺岡 咲紀

TEL. 03 5223 7701

saki.teraoka@mhm-global.com

I. はじめに

2021年5月26日、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」が成立・公布された。同年8月6日に関連する銀行法施行令、施行規則等の改正案がパブリックコメント手続に付され、同年11月11日、同パブリックコメント手続の結果が公表され（これらの一連の改正を「令和3年銀行法等の改正」という。）、施行日は2021年11月22日とされた。

令和3年銀行法等の改正は、2020年12月22日に金融庁より公表された「金融審議会 銀行制度等ワーキング・グループ報告—経済を力強く支える金融機能の確立に向けて—」（以下「WG報告」という。）を踏まえたものである。令和3年銀行法等の改正の趣旨は、WG報告記載のとおり、金融機関が自らが持続可能なビジネスモデルを構築した上で、人口減少や少子高齢化に直面する地域の社会経済の課題解決に貢献すること、ポストコロナに向けて対応を進める企業・産業を力強く支援すること、「目利き力」をさらに強化し、成長分野に資金を供給すること、という役割を果たすことを期待し、そのための制度整備をすところにあるとされている。

本レターでは、令和3年銀行法等の改正事項のうち、銀行法等の改正による（1）銀行本体・銀行持分会社の業務範囲の拡充、（2）子会社・兄弟会社の業務範囲の緩和、（3）出資規制の緩和、及び（4）外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲規制の緩和について紹介する。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

II. 銀行本体・銀行持株会社の業務範囲の拡充等

1. 銀行本体が行うことができる付随業務の拡大

銀行業務の公共性等に鑑み、銀行の業務の健全かつ適切な運営等の観点から、銀行の業務範囲は、預金、貸付、為替といった固有業務及び付随業務等の一定の範囲に限定されている。

しかしながら、技術革新などを背景に金融サービスの高度化・多様化が進展し、金融関連分野と一般事業との境界が必ずしも明確に区分しにくくなっており、非金融業界からの金融業務への参入も相次いでいるという実態がある。他方で、ポストコロナの日本経済の回復・再生、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行は銀行業に係る人材や技術等の経営資源を活用し、銀行利用者のニーズに沿った機動的な業務展開が可能とすることが望ましいという判断から、WG 報告では、銀行の業務範囲の拡大が提言された。

具体的には、令和3年銀行法等の改正では、銀行本体が行うことができる業務として、地域の活性化等に資する業務（以下「地域活性化等支援業務」という。）が追加された。

地域活性化等支援業務とは、「銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を指し（銀行法10条2項21号）、これを受けて銀行法施行規則13条の2の5では、地域活性化等支援業務として下記の図表1の①～⑤の業務を規定している。

なお、下記の図表1の①～⑤の業務は「銀行の保有する当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る¹」との条件が付されている。

¹ 当該要件については、新規又は追加的に取得するリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足すると見做すことができ、地域活性化等支援業務として実施可能であるものとされている（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）Ⅲ-4-2-1（1））。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

図表 1【地域活性化等支援業務】

① 経営相談等業務 ²
他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（略））の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託
② 登録型人材派遣業務
高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る）
③ システム関連業務
他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む）若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る）を行う業務
④ 広告宣伝、データ分析等業務
他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
⑤ 銀行利用者の巡回訪問業務
当該銀行の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

2. 銀行持株会社のグループ共通業務の一部について届出業務化

銀行持株会社は、認可を受けることにより、当該銀行持株会社のグループに属する二以上の会社に共通する業務であつて、当該銀行持株会社において行うことがグループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを行うことができることとされている。

令和3年銀行法等の改正において、銀行グループに属する会社の業務にかかる「軽易な業務」（以下の①～⑨の業務）については、事前に認可審査において業務遂行能力の有無を確認する必要はないと考えられることから、事前届出で足りることとされた（銀行法52条の21の2第2項但書、53条3項9号、銀行法施行規則34条の14の

² 「当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介」を行うことができる旨明確化され、これは、従来の監督指針に記載されていたビジネスマッチング業務を明確化するものであるものの従来の監督指針にあった「取引先企業」から「他の事業者等」に記載が改められており、銀行と取引関係のない者であっても、「経営相談等業務」のサービス提供対象となることが明らかにされた（令和3年銀行法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等についての「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2021年11月10日。以下「金融庁パブリックコメント（令和3年銀行法等改正）」という。）No.10、No.23等）。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

4 第 2 項、35 条 2 項 4 の 2 号)³。

- ① 役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- ② 物品の購入又は管理を行う業務
- ③ 書類の印刷又は製本を行う業務
- ④ 機械類その他の物件を使用させる業務
- ⑤ 広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- ⑥ 計算事務を行う業務
- ⑦ 書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- ⑧ 銀行持株会社グループ会社と顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- ⑨ 役員若しくは職員に対する教育又は研修を行う業務

Ⅲ. 子会社・兄弟会社の業務範囲規制の緩和

1. 銀行業高度化等会社

(1) 銀行業高度化等会社の業務範囲の拡大等

銀行及び銀行持株会社は、銀行業高度化等会社（情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社）を子会社とすることが可能であるが、令和 3 年銀行法等の改正により、銀行業高度化等会社の業務範囲として「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」が追加された。（銀行法 16 条の 2 第 1 項 15 号）。

(2) 銀行業高度化等会社の認可等基準の緩和

銀行及び銀行持株会社が銀行業高度化等会社を子会社とするための認可手続においては、通常の子会社の保有に係る認可基準に加えて、(i) 出資が全額毀損した場合でも銀行等の財産・損益が良好であると見込まれること、(ii) 優越的地位の濫用の著しいおそれがないこと、(iii) 利益相反取引の著しいおそれがないことを確認すること等が必要とされている。

令和 3 年銀行法等の改正により、銀行業高度化等会社のうち、銀行・銀行グループ以外の担い手が十分に存在しないことなどにより、社会経済において、銀行・銀行グループが営むことへの期待が高いと考えられる業務や、金融業務との関連性から銀行・銀行グループが営むことが社会的にも合理的であると認められる業務であって、これまでの業務の実施状況等に鑑みて他業リスクや優越的地位の濫用、利益相反取引

³ 但し、当該銀行持株会社グループに属する外国の会社に係る業務は除く。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

の著しいおそれがあるとは認められない業務として認められる以下の業務（「一定の高度化等業務」と呼称される。なお、銀行持株会社の子会社とする場合には、「特例銀行業高度化等業務」と呼称される。下記の図表 2 参照。）を専ら営む場合には、通常の子会社認可基準で足りるとする規制緩和がなされた（銀行法 16 条の 2 第 4 項、13 項、16 項、銀行法施行規則 17 条の 4 の 3）。

図表 2【一定の高度化等業務の内容】

① フィンテック業務	専ら情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務
② 地域商社業務	特定の地域において生産され、若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの
③ 登録型人材派遣業務	図表 1②に同じ
④ システム関連業務	図表 1③に同じ
⑤ 広告宣伝、データ分析等業務	図表 1④に同じ
⑥ ATM 保守点検業務	他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
⑦ 成年後見制度に係る相談等を行う業務	成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
⑧ 上記各業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社が営むことができるもの	
⑨ 上記各業務に付帯する業務	
⑩ 障害者雇用促進法に係る特例子会社	

さらに、銀行業高度化等会社を銀行持株会社の子会社として保有する場合には、銀行の子会社として銀行業高度化等会社を保有する場合と比較して、銀行業務へのリスク遮断の面で相対的に優れているとの指摘を踏まえ、財務健全性・ガバナンスが一定以上であること⁴の認定を受けた銀行持株会社（認定銀行持株会社）において、上記の一定の高度化等業務を専ら営む銀行業高度化等会社（「特例銀行業高度化等業務を

⁴ ①自己資本比率等が金融庁長官が定める比率以上であること、②当該銀行持株会社及びその子会社の集団における業務の適正を確保するための体制が適切に整備されていること、③当該銀行持株会社が指名委員会等設置会社であること又は当該銀行持株会社の取締役役に占める当該銀行持株会社の株主との利益が相反するおそれのない社外取締役の割合が 3 分の 1 以上であること（銀行法施行規則 34 条の 19 の 7）。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

専ら営む会社」と呼称される。)を銀行持株会社の子会社とする場合には、個別認可を不要とし、届出で足りるものとされた(銀行法 52 条の 23 の 2 第 6 項~第 8 項、銀行法施行規則 34 条の 19 の 6~34 条の 19 の 8 等)。

図表 3【銀行業高度化等会社を子会社化する場合の手続】

一定の高度化等業務を営む銀行業高度化等会社(銀行持株会社の子会社とする場合には、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社と呼称される)	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行の子会社とする場合 ⇒通常の子会社認可 ・銀行持株会社の子会社とする場合 ⇒認可銀行持株会社は認可不要(届出)
他業銀行業高度化等会社(一定の高度化等業務以外の高度化等業務を営む会社)	⇒銀行高度化等会社の子会社認可

2. 従属業務子会社の基準緩和

銀行・銀行持株会社グループのバックオフィス業務に当たる従属業務子会社の業務は、本来、銀行業から見れば他業を営むものであるため、主として銀行グループ内の業務遂行の範囲内で認められるべきという考え方から、令和 3 年銀行法等の改正前は、その売上について主としてグループ内からのものとすべきとの数値基準(原則 50%以上、ATM 保守点検業務等一部の業務については 40%)を設けた収入依存度規制が課されていた。

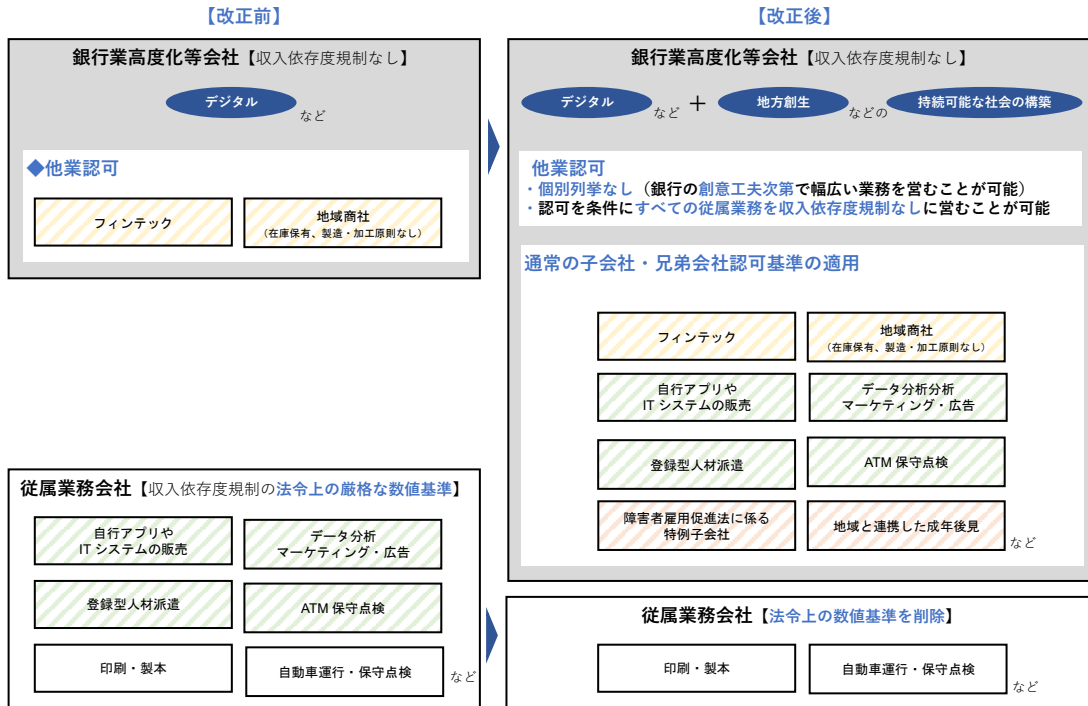
しかしながら、WG 報告で、従属業務に含まれる業務の中には、銀行・銀行持株会社グループ外にも提供されることで、提供先企業の生産性向上等を通じ地域の活性化に資するものがあるのではないかとこの考え方が示されたこと等を受けて、令和 3 年銀行法等の改正により、収入依存度規制の数値基準が撤廃され、「『銀行等』のためにその業務を営んでいること」のみが、従属業務会社の要件とされた(銀行法 16 条の 2 第 1 項 11 号)⁵。

また、「銀行等」の範囲を拡充し、子法人等・関連法人等までを含めることとされた(同号・銀行法施行規則 17 条の 2 第 4 項)。

⁵ WG 報告では、収入依存度規制の数値基準に代えた一定の「目安」を示すことも考えられるとされていたが、現時点でこのような目安は示されておらず、銀行等のためにその業務を営んでいるものと各銀行が適切かつ合理的に判断する場合には、従属業務子会社は従属業務を行うことができると考えられる(「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等についての「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(2021 年 11 月 10 日。以下「金融庁パブリックコメント(監督指針)」という。)No.25、No.28)。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

図表 4 【銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲規制の緩和のイメージ図】



(金融庁「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案 説明資料」(2021年3月)を引用)

IV. 銀行・銀行持株会社の出資規制の緩和

1. 投資専門子会社の業務範囲へのコンサルティング業務等の追加

銀行又は銀行持株会社において、投資専門子会社（資金の貸付け、社債の取得等により事業に必要な資金を供給する業務を専ら営む会社をいう。）を通じたベンチャー会社や事業再生会社などへの出資については、銀行及び銀行持株会社における一般事業会社の議決権取得等制限（いわゆる5%ルール（銀行）／10%ルール（銀行持株会社））の例外とされている。但し、令和3年銀行法等の改正前は、投資専門子会社の業務は出融資とそれに付帯する業務に限定されていた。

しかし、令和3年銀行法等の改正によって、ポストコロナにおける銀行・銀行グループの投資専門子会社経由でのハンズオン支援能力を強化するため、投資専門子会社の業務について、現行法上の出融資とそれに付帯する業務に加え、投資先対象会社に対するコンサルティング業務等が追加された⁶（銀行法16条の2第1項12号、銀行法施行規則17条の2第14項2号）。

⁶ 銀行本体が営むことができることが明確化された「経営相談等業務」の定義（改正銀行法施行13条の2の5第1号）とは異なり、ビジネスマッチング又はコンサルティング等に関連する「事務の受託」を行うことは許容されていない（金融庁パブリックコメント（令和3年銀行法等改正）No.101）。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

なお、投資専門子会社によるコンサルティング業務等の実施にあたっては、出融資先企業による投資専門子会社への依存が高まり、事業再生の局面などにおいて優越的地位の濫用や利益相反取引のおそれが高まるとの指摘があるため、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うことが求められている（監督指針Ⅲ-4-7-1(2)⑥）。

2. 出資可能範囲・期間の拡充

(1) ベンチャービジネス会社

銀行及び銀行持株会社が一般事業会社の議決権取得等制限の例外として出資可能な、いわゆるベンチャービジネス会社の範囲について、令和3年銀行法等の改正前において定められていた試験研究費、常勤の新事業活動従事者数、常勤研究者数等に関する数値基準が撤廃された（銀行法16条の2第1項12号・銀行法施行規則17条の2第5項）。

これによりベンチャービジネス会社の要件である「新たな事業分野を開拓する会社」か否かを個別に判断する枠組みに変更され、銀行及び銀行持株会社はより柔軟にベンチャービジネス会社への支援が可能となった。

(2) 「事業再生会社」・「事業承継会社」の範囲の拡大

銀行及び銀行持株会社が、一般事業会社の議決権取得等制限の例外として出資できないいわゆる「事業再生会社」の対象範囲について、令和3年銀行法等の改正前は、非上場であることに加え、現行民事再生法上の再生計画認可決定等を受けている会社であることが必要であり、主に財務状況が相当程度悪化した会社に限られていた。

しかしながら、銀行・銀行持株会社による早い段階からの経営改善・事業再生支援を可能とするため、事業再生会社に係る要件が緩和された。具体的には、(i) 銀行が金銭債権を有し、(ii) 官公署、商工会議所、弁護士、公認会計士又はコンサルティング会社等が関与して策定され、銀行による人的、財政上等の支援を含んだ合理的な経営改善計画を実施している会社も「事業再生会社」の対象に含むこととされた（銀行法16条の2第1項13号・銀行法施行規則17条の2第6項9号、7項）。

また、令和3年銀行法等の改正前は、投資専門子会社を経由したいいわゆる「事業承継会社」への出資期間は、5年が上限とされていた。

しかしながら、少子高齢化の進展を背景に、事業承継支援のニーズは今後一層高まり、事業承継の機会を捉えて経営改善を図ろうとする企業も多いと見込まれることに鑑みて、「事業再生会社」への出資と同じく、「事業承継会社」を銀行及び銀行持株会社の子会社とすることが可能な期間について、議決権の取得の日から10年までに延

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

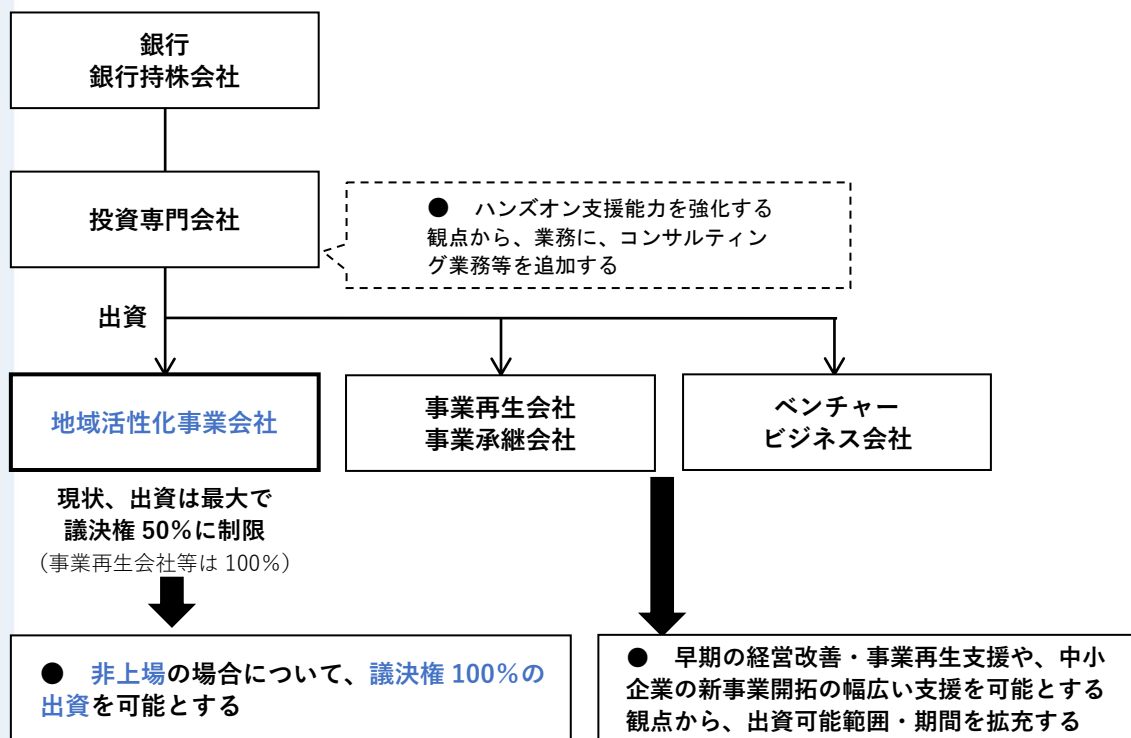
長された⁷（銀行法 16 条の 2 第 1 項 13 号・銀行法施行規則 17 条の 2 第 6 項 10 号、12 項）。

（3）「地域活性化事業会社」の子会社化

令和 3 年銀行法等の改正前は、銀行及び銀行持株会社は、投資専門子会社による投資を経由しても「地域活性化事業会社」に対する出資は、子法人等に該当しない範囲（議決権を過半数所有しない範囲）までしか保有できなかったが、令和 3 年銀行法の改正により、「地域活性化事業会社」が非上場の場合には、投資専門子会社による 100%の出資が可能となった。

また、「地域活性化事業会社」については、認可によることなく届出での子会社化が可能となった（銀行法 53 条 1 項 2 号、同条 3 項 3 号）。

図表 5【銀行及び銀行持株会社における出資規制の緩和のイメージ図】



（金融庁「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案 説明資料」（2021 年 3 月）を引用）

⁷ 議決権の取得の日が、改正後の銀行法施行開始前であっても、当該取得の日から 10 年間保有可能となる（金融庁パブリックコメント（令和 3 年銀行法等改正）No.99）。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

V. 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲規制の緩和

令和3年銀行法等の改正では、銀行・銀行持株会社グループが買収した外国銀行などが保有する外国子会社については、当該会社が銀行法の業務範囲規制に抵触する場合、買収後5年以内に売却することが原則とされている。令和3年銀行法等の改正では、国際競争力強化の観点から、銀行又は銀行持株会社は、次のいずれかに該当する場合には、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日から10年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社（一般事業を営む外国会社）を子会社とすることができることとなった（銀行法16条の2第6項、8項、52条の23第5項、7項）。

- ① 現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合
- ② 外国特定金融関連業務会社（金融関連業務のうち一定のもの⁸を主として営む子会社対象会社以外の外国の会社）を子会社とする場合

さらに、現地における競争上の必要性がある場合、1年毎に承認を受けることで10年を超えて継続的に保有することができることとされた（銀行法16条の2第10項、52条の23第9項）。

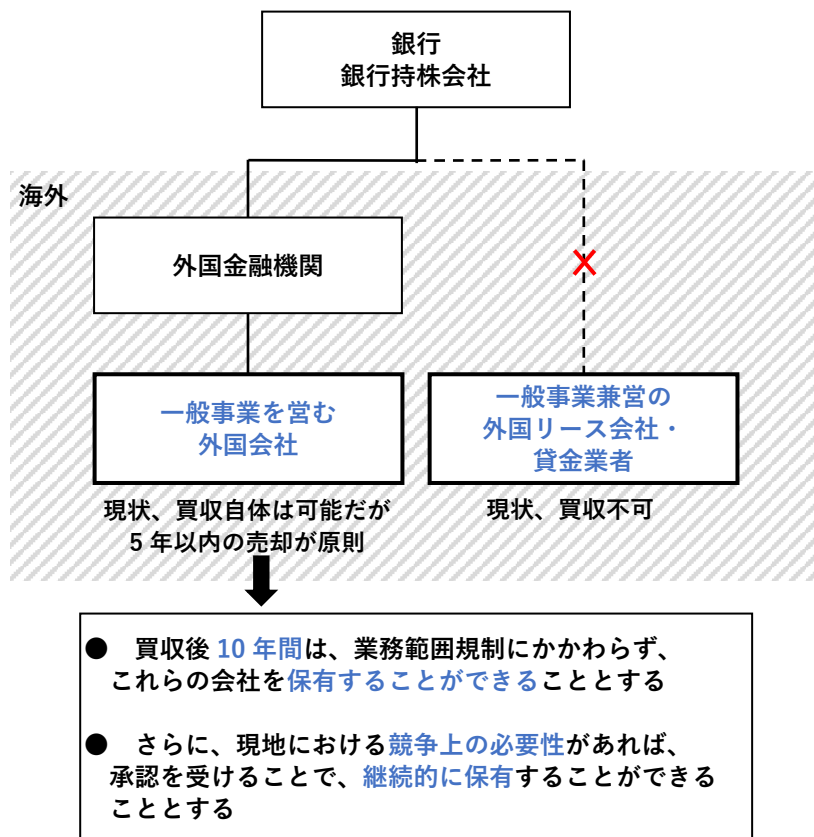
①の「子会社対象外国会社」とは、銀行業、有価証券関連業、保険業等を営む外国の会社や外国の持株会社のうち、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている会社を指す。②の「外国特定金融関連業務」とは、貸金業、信用購入あっせん業、リース業及びこれらに附帯する業務を主として営む外国会社を指す（銀行法施行規則17条の4の4）。

外国の金融機関は、日本の銀行法とは異なる法制に服するため、日本の銀行法では子会社とすることができない業務を営む子会社を保有していることがあり（子会社対象外国会社）、外国のリース会社等は日本の銀行法では子会社とすることができない業務を併営していることがあるが（外国特定金融関連業務）、これらが障害となって、日本の銀行・銀行持株会社が外国の金融機関等を買収することができなくなる事態を回避するためである。

⁸ 貸金業、包括信用購入あっせん業、個別信用購入あっせん業、リース業等（銀行法施行規則17条の4の4）

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

図表6【外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲規制緩和のイメージ図】



(金融庁「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案 説明資料」(2021年3月)を引用)

セミナー情報

- セミナー [『NFTの法的論点』](#)

開催日時 2022年1月6日(木) 18:00~

講師 増田 雅史

主催 中央大学法科大学院
- セミナー [『プロジェクトファイナンスの実務～発電事業プロジェクトの最新動向とリスク分担のポイントを事業者・金融機関双方の視点で解説～』](#)

開催日時 2022年1月27日(木) 13:30~16:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社金融財務研究会

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

文献情報

- 論文 「NFT と著作権～アート NFT に関するケーススタディ～」
掲載誌 月刊コピーライト No.726 Vol.61
著者 増田 雅史、古市 啓（共著）

- 論文 「リーディング金融法務：外貨建て保険に係る適合性の考察—東京地判 R2.11.6 を題材に—」
掲載誌 金融法務事情 No.2171
著者 吉田 和央

- 本 『NFT の教科書 ビジネス・ブロックチェーン・法律・会計までデジタルデータが資産になる未来』
出版社 株式会社 朝日新聞出版
著者 増田 雅史（編著）、古市 啓（著）

- 論文 「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務 〈第7回〉 政府令・監督指針のパブリックコメントの結果を踏まえた整理」
掲載誌 金融法務事情 No.2172
著者 小田 大輔、渡邊 峻、小林 央忠、渡辺 真菜、宮本 雄太（共著）

NEWS

- **Chambers FinTech 2022 にて高い評価を得ました**
Chambers FinTech 2022 において、当事務所は日本における FinTech Legal の分野で Band 1 にランクインし、増島 雅和 弁護士と堀 天子 弁護士が高い評価を得ました。
詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関する官公庁等の最新公開情報のリンクをまとめました。今後、随時アップデートしてまいります。
日本語版は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com